



# 奈良県児童虐待防止アクションプラン

＜平成29年度～平成31年度＞

奈 良 県

平成29年3月



# 目 次

<b><u>I 基本的な考え方</u></b>	1
1 アクションプランの位置づけ	
2 計画期間	
3 構成	
4 進行管理	
<b><u>II 児童虐待防止に向けた行動目標、具体的取組内容</u></b>	2
○行動目標Ⅰ 虐待の実態把握と要因分析	2
1 児童虐待の実態等の検証	
○行動目標Ⅱ 子どもと家庭を見守る県民の意識づくり	3
1 地域における見守り活動の強化	
2 啓発活動の推進	
○行動目標Ⅲ 虐待の予防と早期の対応	4
1 母子保健活動との連携強化	
2 子育て支援の充実	
3 虐待通報対応の充実・強化	
4 要保護児童対策地域協議会の充実・強化	
○行動目標Ⅳ 虐待を受けた子どものケアと家庭への支援	5
1 一時保護の機能充実	
2 社会的養護体制の充実	
3 被虐待児等へのケアの充実	
4 家族の再統合、子どもの自立への支援	
○行動目標Ⅴ 子どもと家庭を支援する体制づくり	6
1 県、市町村、関係機関の連携体制の充実・強化	
2 市町村の組織体制の充実・強化	
3 県の組織体制の充実・強化	
<b><u>III 評価指標及び実行指標</u></b>	7
<b><u>IV 平成29年度取組内容一覧</u></b>	8～13

# 奈良県児童虐待防止アクションプラン

＜平成29年度～平成31年度＞

## I 基本的な考え方

児童虐待対策について、県では平成22年3月の虐待死亡事例から奈良県児童虐待対策検討会による提言を受け、平成23年度に「奈良県児童虐待防止アクションプラン」（平成24年度一部改定）を策定しました。平成26年には内容の見直しを図った第2次プランを策定し、市町村、関係機関との連携のもと、必要な取組を実施してきました。

しかしながら、県内の児童虐待は依然として増加傾向にあり、平成27年度には、1,555件（県受付分。市町村受付分は2,004件）となっています。また本年度には児童福祉法が改正（平成28年6月3日公布）され、県及び市町村等による児童虐待防止のために必要な取組や組織体制の見直しが必要となりました。

児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものとの認識から、県民の理解と協力をいただきながら、県、市町村、関係機関が児童虐待の根絶に向けた取組をさらに充実強化する必要があります。

### 1 アクションプランの位置づけ

このアクションプランは、平成25年度に改定し、本年度に終期を迎える第2次「奈良県児童虐待防止アクションプラン」を踏まえ、さらに児童虐待の防止に向けた取り組みを充実強化するため、県をはじめ市町村、関係機関等が実践するための具体的な行動計画として策定するものです。

### ○本プランにより充実強化するための主な視点

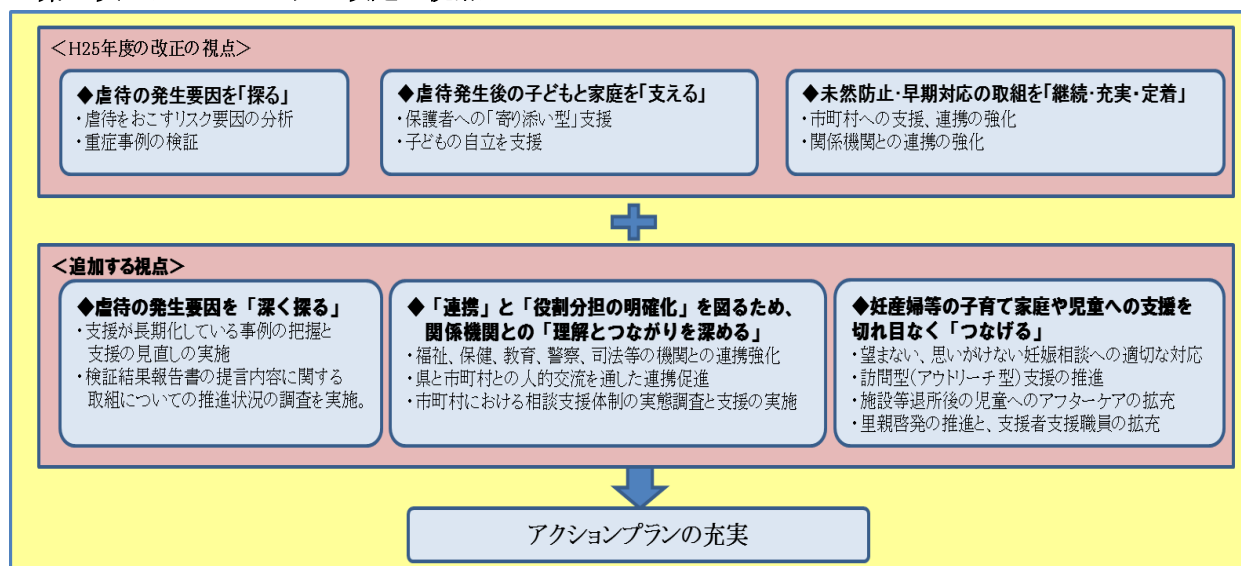
第2次アクションプランでは3つの視点（『虐待の発生要因を「探る」』『虐待発生後の子どもと家庭を「支える」』『未然防止・早期対応の取組を「継続・充実・定着」』）で改定されました。

第3次アクションプランでは、新たに以下の3つの視点を追加し、取組内容の充実を図ります。

#### ＜追加する視点＞

- ① 虐待の発生要因を「深く探る」
- ② 「連携」と「役割分担の明確化」を図るため、関係機関との「理解とつながりを深める」
- ③ 妊産婦等の子育て家庭や児童への支援を切れ目なく「つなげる」

#### ＜第3次アクションプラン改定の視点＞



## 2 計画期間

この計画の期間は、平成29年度から平成31年度の3年間とします。  
なお、新たに盛り込む必要のある事項が生じた場合は、適宜見直しを行います。

## 3 構成

児童虐待防止に向けた5つの行動目標と14の主要項目により構成し、具体的な取組内容及び評価指標、実行指標等を記載しています。

## 4 進行管理

毎年度、実施状況を確認し、実行指標等の達成度などの進行管理を行うとともに、公表します。

# II 児童虐待防止に向けた行動目標、具体的取組内容

## 行動目標Ⅰ 虐待の実態把握と要因分析

アクションプラン策定以後、県内における児童虐待対応件数は増加傾向にありますが、通告経路については大きく変化してきました。ここ数年で、特に地域住民、警察、学校、医療機関等からの通告件数の増加が顕著となっています。その背景には、心理的虐待を始めとする児童虐待の定義の拡大や、児童虐待防止に関する啓発活動の積み重ねを通じた社会的認知の高まりのほか、関係機関における連携強化の推進が要因としてあると考えられます。

また児童虐待通告のうち「最重度」及び「重度」とリスク判断される事例の割合は徐々に低下し、平成27年度は1.7%となっています。しかし重症度が高いと判断される事例数は23～25件で推移したままであり、県内で2件/月程度の頻度で子どもの生命や安全が危惧される事例が発生している状況が続いています。

そのような状況のなか、児童虐待の未然防止に必要な施策の方向性を見いだすため、児童虐待対応件数の増加や重症事例発生の背景にある要因を把握し分析を行う取組のほか、重症事例等に関する検証等から改善に繋げるための課題を見いだす取組を継続していく必要があります。

今回改定したアクションプランにおいては、児童虐待の実態把握と要因分析を推進するだけでなく、「支援が長期化している事例の把握と支援の見直し」や、「検証結果報告書の提言内容に関する取組についての進捗状況の把握」等の新たな取組を追加します。実態把握や要因分析で得られた結果をその後の支援と取組に活用するとともに、実際に支援を行っている事例の見直し・実態調査等を通して、虐待対応と相談支援体制におけるリスクマネジメント強化を推進していきます。

### 【主要項目と具体的取組内容】

#### 1 児童虐待の実態等の検証

##### ①虐待相談の実態等の把握

- ・虐待相談対応の統計分析
- ・虐待相談の実態調査と要因分析

##### ②重症事例の把握と検証

- ・こども家庭相談センターが対応する重症事例の検証
- ・支援が長期化している事例の把握と支援の見直し（新）

#### 2 検証結果報告書の活用状況の把握（新）

##### ①検証結果報告書の提言内容の進捗状況の把握（新）

- ・検証結果報告書の提言内容に関する取組の進捗状況調査を実施（新）

## 行動目標Ⅱ 子どもと家庭を見守る県民の意識づくり

少子化や核家族化の進行、地域住民同士のつながりの希薄化といった従来からの社会状況のほか、ひとり親家庭の増加や子どもの貧困問題等を含む新たな社会状況のなか、育児における親の不安感や負担感、孤立感の軽減が課題となっています。特に奈良県は、核家族世帯率や専業主婦率が高く、子育て家庭の「社会的孤立」が起きやすい環境にあります。子育て家庭の「社会的孤立」を防ぐことは、児童虐待の原因と機会を減らし「未然防止」に繋がる重要な取組課題のひとつとなっています。

このような状況のなか、地域社会のなかで子育て家庭が地域と繋がり安心して子育てができるようにするため、子育て家庭を取り巻く社会状況や子育て支援の必要性について理解を図り、県民ひとりひとりが子育て家庭を支える地域の支援者となっただけのような意識醸成を図る取組が必要です。「家庭から地域へ。地域が家庭へ。」と、住人同士の繋がりを強め地域全体で子育てができるコミュニティ作りを推進し、虐待の原因や機会を低減させていくためにも、引き続きオレンジリボンキャンペーンや各種イベント等による子育て支援に関する啓発を推進していきます。また、これから親となる若年者を対象とした児童虐待防止に関する啓発活動のほか、家庭的養護を推進し虐待等を受けた子どもへの密なケアを行うためにも、里親やファミリーホームに関する理解を広め、里親登録数やファミリーホーム設置数を増やすための啓発活動に取り組みます。

### 【主要項目と具体的取組内容】

#### 1 地域における見守り活動の強化

##### ①地域における子育て支援の充実

- ・地域子育て支援拠点における子育て支援の推進
- ・地域子育て支援拠点の充実への支援
- ・県内大学等と連携した子育て支援
- ・子ども・子育てに関する情報の提供（「子育てネットなら」の運営）
- ・企業等による子育て支援の促進（「なら子育て応援団」の運営）

##### ②民生委員・児童委員活動の強化

- ・児童虐待対応における民生・児童委員との連携強化
- ・民生・児童委員の虐待に対する理解・対応力の向上

#### 2 啓発活動の推進

##### ①地域で子育て家庭を見守る意識の醸成

- ・県内企業・店舗等との連携による地域での子育て支援や親子向けイベントの開催 等

##### ②オレンジリボンキャンペーン等による県民への啓発

- ・県と市町村合同によるオレンジリボンキャンペーンの実施 等

##### ③若年者を対象とした啓発活動の推進

- ・これから親になる若年者向けの啓発 等

##### ④登録里親数及びファミリーホーム設置数向上のための啓発活動の推進（新）

- ・里親及びファミリーホームに関する制度や現状の理解を周知する啓発活動の推進 等

## 行動目標Ⅲ 虐待の予防と早期の対応

児童虐待の未然防止の観点から、妊娠期から乳幼児期にかけて切れ目ない子育て支援事業や要保護児童対策地域協議会を中心とした包括的な支援を継続して実施してきました。妊産婦や子育て家庭等への支援の重要性が指摘され、母子保健担当課をはじめとする関係機関との連携や取組が図られつつある一方で、乳幼児の死亡事例や生命の危機に至る重症事例は、毎年、複数件発生している現状があります。

子どもの虐待死や重症事例の発生を未然に防ぐためには、虐待に至る前の子育て支援の段階からの早期の保護者支援が必要となります。虐待のリスク原因となる子育てにおける孤立感や不安感を解消し、安心した子育て環境と良好な親子関係の構築を図るため、望まない妊娠相談等の相談支援事業のほか、アウトリーチ型（訪問型）の子育て支援事業や、ペアレント・トレーニング等のプログラムを活用した子育て支援事業を展開していきます。「家庭をひらき、地域と人と繋げる」早期からの積極的な子育て支援の推進を通して虐待の原因と機会の低減を図っていきます。そのためにも、県と市町村、子育て支援分野と母子保健分野とが密に連携し、育児不安の解消や子どもの安全確認を適切に行っていきます。

### 【主要項目と具体的取組内容】

#### 1 母子保健活動との連携強化

##### ①妊娠・出産・乳幼児期の家庭への支援

- ・乳幼児健診未受診児の現認の実施、子育て世代包括支援センターの設置推進（新）
- ・望まない・思いがけない妊娠相談への対応力向上研修の実施（新）

##### ②医療機関と連携した支援

- ・特定妊婦の把握・支援における産科医療機関との連携強化 等

#### 2 子育て支援の充実

##### ①養育力を高めるための子育てプログラムの推進

- ・ペアレント・トレーニングを活用した保護者支援 等

##### ②学校教育におけるプログラムの推進

- ・思春期保健対策としての健康教育の推進（出前授業の実施） 等

##### ③若年者を対象とした啓発活動の推進【再掲】

##### ④子育て支援事業の充実

- ・父親の育児参画の促進（新）、地域の多様な人材活用による子育て支援の推進（新） 等

##### ⑤訪問型（アウトリーチ型）子育て家庭支援の推進

- ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の訪問員養成研修の実施 等

##### ⑥地域における子育て支援の充実【再掲】

##### ⑦民生委員・児童委員活動の強化【再掲】

#### 3 虐待通報対応の充実・強化

##### ①県と市町村のリスクアセスメントの共有

- ・要対協実務マニュアルを活用した要対協関係者研修の実施 等

##### ②通報受理時の情報の共通化

- ・県と市町村における虐待事例の情報（要因分析に必要な情報）の共通化 等

#### 4 要保護児童対策地域協議会の充実・強化

##### ①要対協の活性化

- ・要対協の効果的運営の支援（スーパーアドバイザーチームの派遣） 等

## 行動目標Ⅳ 虐待を受けた子どものケアと家庭への支援

虐待の再発防止や虐待の世代間連鎖の断絶のためには、一時保護所や養護施設等入所時における子どものケア及び退所後の家族再統合や子どもの自立に向けた支援の充実を図る必要があります。

また平成28年度に改正された児童福祉法では、施設入所等の措置や一時保護等により親子分離が図られた親子に対する親子関係再構築支援の実施や、自立援助ホームの対象者の拡大、里親委託の推進等が明記され、親子関係や子どもへのケア、自立支援に関する取組の一層の充実が求められています。

このため養護施設等における家庭的養護を促進する計画の策定や、虐待を行った保護者に対する家族再統合プログラムの実施、施設退所後の児童の就労支援など、親子関係の修復や保護者のセルフケア力の回復とともに子どもの自立支援に向けた取組を継続して実施していきます。また子どもの心身の成長や発達を促し、乳幼児期の早期における愛着関係の形成と、安定し継続した家庭的な養育環境を保証していくため、新生児や乳幼児において里親委託が可能な場合は特別養子縁組の実施を含めた取組を推進していきます。

### 【主要項目と具体的取組内容】

#### 1 一時保護の機能充実

##### ①一時保護所の機能の充実

- ・支援内容の改善（学習指導の充実、社会スキル訓練プログラム等を活用した児童へのグループワークの実施、歯科保健指導の実施） 等

#### 2 社会的養護体制の充実

##### ①家庭的養護推進計画の推進

- ・家庭的養護推進計画の推進
- ・新生児及び乳幼児の里親委託の推進（新） 等

##### ②里親制度の推進

- ・里親育成のための研修の実施
- ・児童を委託している里親への支援（情報交換会、レスパイトケアの実施） 等

#### 3 被虐待児等へのケアの充実

##### ①児童養護施設等におけるケア機能の充実

- ・小規模化の推進（小規模グループケア、地域小規模児童養護施設）
- ・施設職員の資質向上（児童養護施設等職員キャリアアップ研修の実施） 等

#### 4 家族の再統合、子どもの自立への支援

##### ①家族の再統合に向けた支援

- ・家族再統合プログラムの活用による保護者への支援 等

##### ②家庭復帰後の支援・見守り体制の充実

- ・県と市町村等の連携による見守り体制の強化 等

##### ③施設等退所後の児童へのアフターケアの拡充（新）

- ・施設等退所児の交流の促進（養護施設を巣立った人が集う親睦会及び交流会の実施）
- ・施設等退所児の就労・生活支援の体制の構築 等



## 行動目標V 子どもと家庭を支援する体制づくり

複雑化し困難性を伴う児童虐待相談に適切に対応するためには、各関係機関が専門性と強みを活かした多機関連携と組織体制の充実が必要です。児童福祉分野だけでなく、保健、教育、警察、司法等の幅広い分野との多機関連携を行うためには、関係機関の相互理解を十分に図る必要があります。そのため共同での研修会の実施や関係機関での人的交流の促進等を通じた、関係機関職員の互いの顔が見える関係づくりを図る取組を実施していきます。また多機関連携を通じたより良い支援に繋げるため、市町村の相談体制状況と課題及びニーズ等、現状把握のための調査を実施し、各市町村の実情に応じた支援も実施していきます。児童福祉法改正に合わせ、児童相談所の専門性強化や、市町村要対協調整機関における専門職配置の義務化に必要な人員配置のほか、支援者支援員や研修会の充実も図っていきます。

### 【主要項目と具体的取組内容】

#### 1 県、市町村、関係機関の連携体制の充実・強化

##### ①福祉、保健、教育、警察、司法等の児童虐待に関わる機関との連携強化（新）

- ・警察、市町村、こども家庭相談センターとの連携促進（臨検・捜索・立入調査等に係る連携）（新）
- ・警察、司法、こども家庭相談センターとの連携促進（子どもの心理的負担軽減に係る連携）（新）
- ・保育・教育機関との連携促進（未所属児童実態調査における連携等）
- ・医療機関との連携促進（特定妊婦の把握における連携等）
- ・母子保健・児童福祉部門の連携促進（健診未受診児現認における連携等） 等

##### ②県と市町村の役割分担

- ・要対協実務マニュアルにおける役割分担の確認と周知徹底
- ・個別ケースにおける連携方法（主担当・副担当）の確認と周知徹底 等

##### ③市町村間の情報提供ルールの確立

- ・養育支援が必要な家庭等の転居時における情報提供、情報共有方法の検討 等

##### ④県と市町村との連携強化（新）

- ・県と市町村との人的交流を通じた連携促進（新）

#### 2 市町村の組織体制の充実・強化

##### ①虐待相談対応の組織・体制の整備

- ・子ども家庭総合支援拠点の設置促進、虐待相談対応職員、家庭児童相談員の適正配置 等

##### ②職員の専門性の向上

- ・市町村要対協調整機関における専門職を対象とした義務研修の実施（新） 等

##### ③組織体制の実態調査と支援（新）

- ・市町村における相談支援体制の実態調査と支援の実施

#### 3 県の組織体制の充実・強化

##### ①虐待相談対応の組織・体制の整備

- ・こども家庭相談センターにおける児童福祉司の適正配置 等

##### ②職員の専門性の向上

- ・専門性を向上させるための研修の実施、国等が実施する専門研修への参加
- ・スーパーアドバイザーチーム活用による専門性の向上 等

##### ③支援者支援員の拡充（新）

- ・市町村研修担当職員や里親支援員等の職員の拡充（新）

奈良県児童虐待防止アクションプランにおける「成果指標」及び「行動指標」

奈良県児童虐待防止アクションプランが目指す成果(「成果指標」)	
○児童虐待通告における最重度・重度の割合を、「1.0%以下」にする (現状：22年度4.1% 23年度2.9% 24年度4.2% 25年度 2.0% 26年度 1.6% 27年度 1.7%)	

評価指標	取組項目	担当課	行動指標	H27年度実績
<b>虐待の実態把握と要因分析</b>				
<b>児童虐待による死亡事例等の検証実施率</b> 現状 24年度 1/1 25年度 0/0 26年度 0/0 27年度 1/1 目標 100% (虐待死亡事例を全件実施)	重症事例の把握と検証	こども家庭課	児童虐待による死亡事例等の検証実施率	1/1 (100%) 【新規設定】
<b>子どもと家庭を見守る県民の意識づくり</b>				
<b>オレンジリボンキャンペーンを実施する市町村数</b> 現状 22年度 16市町村 23年度 22市町村 24年度 28市町村 25年度 33市町村 26年度 26市町村 27年度 31市町村 目標 31年度 39市町村 (全市町村実施を継続)	地域における見守り活動の強化	女性活躍推進課	地域子育て支援拠点事業実施箇所数	69箇所
		女性活躍推進課	ホームページ「子育てネットなら」のアクセス数	612,192件
		女性活躍推進課	なら子育て応援団登録団体数	683団体
		こども家庭課	児童虐待対応において民生・児童委員と連携した取組を実施する市町村数	29市町村
	啓発活動の推進	こども家庭課	オレンジリボンキャンペーンを実施する市町村数(全市町村実施を継続)	31市町村
<b>虐待の予防と早期の対応</b>				
<b>乳幼児健診未受診児(3～5か月)の現認率(直接会って確認した率)</b> 現状 22年度 36.1% 23年度 88.7% 24年度 78.8% 25年度 82.3% 26年度 79.1% 27年度 81.8% 目標 31年度 100%	母子保健活動との連携強化	保健予防課	妊娠届出時に必要なアセスメント項目を用いた支援を実施している市町村数	【新規設定】
		保健予防課	乳幼児健康診査の受診率(3～5か月児)	97.8%
		保健予防課	乳幼児健診未受診児の現認率(3～5か月児)	81.8%
		保健予防課	子育て世代包括支援センター設置市町村数(センター機能を有する市町村数を含む)	【新規設定】
	子育て支援の充実	こども家庭課	保護者向けペアレント・トレーニング講座を実施する市町村数	13市町村
		こども家庭課	ショートステイ、一時預かり事業を実施する市町村数	28市町村
		こども家庭課	養育支援訪問事業を実施する市町村数	29市町村
		虐待通報対応の充実・強化	こども家庭課	要対協関係者を対象とした研修を実施する市町村数
要保護児童対策地域協議会の充実・強化	こども家庭課	市町村要対協における個別ケース検討会議の開催回数	809回	
<b>虐待を受けた子どものケアと家庭への支援</b>				
<b>家族再統合にあたり、家族応援会議など保護者等を交えた地域支援を実施した割合</b> 現状 24年度 14.0% 25年度 6.3% 26年度 15.8% 27年度 8.2% 目標 31年度 30% (24年度値の2倍以上)	一時保護の機能充実	こども家庭課	社会スキル訓練プログラム等を活用した児童へのグループワークの実施回数及び参加児童延べ人数	40回 320名
	社会的養護体制の充実	こども家庭課	里親に委託した児童数(各年度末の里親委託児童数)	44名
	被虐待児等へのケアの充実	こども家庭課	地域小規模施設等の小規模ユニット数	16箇所
	家族の再統合、子どもの自立への支援	こども家庭課	保護者支援プログラムを実施した件数(保護者数)	8人
		こども家庭課	家族再統合にあたり、家族応援会議など保護者等を交えた地域支援を実施した割合	8.2%
<b>子どもと家庭を支援する体制づくり</b>				
<b>児童福祉司1人当たりの対応件数</b> 現状 22年度 29.1件 23年度 46.3件 24年度 54.5件 25年度 43.5件 26年度 60.3件 27年度 70.7件 目標 31年度 40件以下 ※29年度より、「児童虐待対応職員1人当たりの対応件数から「児童福祉司1人当たりの対応件数」に変更	県、市町村、関係機関の連携体制の充実・強化	こども家庭課	未所属児童(4～5歳児)の現認を行う市町村数	39市町村
		こども家庭課	児童虐待相談(県)の経路別件数のうち医療機関の件数	54件
		こども家庭課	こども家庭相談センター職員等による学校への出前講座実施回数(園・校数)	3回
		こども家庭課	こども家庭相談センターとの人的交流に参加した関係機関の職員数	【新規設定】
	市町村の組織体制の充実・強化	こども家庭課	児童虐待対応職員(市町村)1人当たりの対応件数	33件
		こども家庭課	こども家庭相談センター職員等による市町村への巡回相談実施回数	82回
		こども家庭課	県が実施する市町村職員等を対象とした研修の参加者数(延人数)	487人
		こども家庭課	児童福祉司1人当たりの対応件数(児童虐待対応職員1人当たりの対応件数)	70.7件 (97.2件) 【新規設定】